

2015.1.23、山田室長が

技能実習制度の見直しに関する論点（案）

今月末
法案：通常国会

1. 制度の適正化方策

「法務省の受入れ懇談会」

(1) 確実な技能等の修得・移転（制度趣旨・目的の徹底）

- 年々場合 ← ① 技能実習の各段階での技能評価の在り方について
(1号、2号及び延長又は再実習の各修了時における受験の義務化等)
技能検定3級
- 相対国官庁 ← ② 実習生の帰国後のフォローアップの推進について
(監理団体や送出し機関の関与等) 29.34日に入ると
日本の実業高
程度 → 今はい
- ③ 修得技能・経験の帰国後における発揮の促進について
(日本で修得した技能・経験の見える化等) 今はいTSUCO
の修了証書

(2) 監理団体による監理の適正化及び公的機関による監視体制の強化等

- ① 新たな法律に基づく制度管理運用機関による指導監督の在り方
について（報告徴収・立入調査の権限付与等）
- ② 監理団体や実習実施機関のガバナンス強化の在り方について
(外部役員設置又は外部監査等)
- ③ 悪質な監理団体等に対する罰則等の在り方について
(刑事罰、公表制度等) (入管法の世界?)

(3) 技能実習生に対する人権侵害行為等への対応の強化

- ① 通報・申告窓口の充実について
(母国語相談、ワンストップサービス等)
- ② 実習生に対する支援や保護の在り方について シェルター
(実習実施機関の変更の在り方、一時退避施設の確保等)
- ③ 実習生における賃金等の処遇の適正化について
(「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上」の履行確保等)
もうすでに入管法の省令になっている。

(4) 送出し機関への規制の実効性の強化

- ① 送出し機関の適正化に向けた送出し国政府への要請について
(送出し機関の認定とその要件、実習生に対する保証金や違約金の禁止、送
出し機関に対する指導等)
- ② 監理団体及び実習実施機関の役割について
(送出し機関との契約の在り方、関係機関への通報等)

2. 制度の拡充方策

(1) 実習期間の延長又は再実習

→ 5年に延ばす。

① 優良な監理団体及び実習実施機関の要件の在り方について

(技能評価実施状況、実習実施体制等)

② 延長又は再実習が可能となる実習生の要件の在り方について

(求められる技能等の水準、確認方法等)

③ 講習期間の柔軟化について (一定等級の日本語検定合格等の考慮等)

2ヶ月間は座学を受けることが義務化される。

(2) 受入れ人数の上限の見直し等

今は5%

① 優良な受入れ機関への受入れ人数の上限設定の在り方について

② 常勤職員数に応じた区分に関するよりきめ細かな人数枠設定の

在り方について 50人以下は一律3名という現行。

(3) 対象職種の拡大等

今は68職種

→ 柔軟化

① 多能工化のニーズへの対応の在り方について (複数職種の实習等)

② 「地域ごとの産業特性を踏まえた職種」や「企業単独型において社内検定を活用する職種」の追加について (認める場合の要件等)

今の全月ベース、日によって受け入れられるというようにしている。

※介護分野の対象職種への追加については、別途、厚生労働省社会・援護局

現状、

←

「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」において検討中。

再興戦略

・ 日本語

・ 介護サービス業、要介護

福祉 社会・援護局

岩井 福祉基礎課長

武内 人材室長

技能実習制度の見直しに関する論点（案）

1. 制度の適正化方策

(1) 確実な技能等の修得・移転（制度趣旨・目的の徹底）

① 技能実習の各段階での技能評価の在り方について

（1号、2号及び延長又は再実習の各修了時における受験の義務化等）

② 実習生の帰国後のフォローアップの推進について

（監理団体や送出し機関の関与等）

③ 修得技能・経験の帰国後における発揮の促進について

（日本で修得した技能・経験の見える化等）

(2) 監理団体による監理の適正化及び公的機関による監視体制の強化等

① 新たな法律に基づく制度管理運用機関による指導監督の在り方について（報告徴収・立入調査の権限付与等）

② 監理団体や実習実施機関のガバナンス強化の在り方について

（外部役員設置又は外部監査等）

③ 悪質な監理団体等に対する罰則等の在り方について

（刑事罰、公表制度等）

(3) 技能実習生に対する人権侵害行為等への対応の強化

① 通報・申告窓口の充実について

（母国語相談、ワンストップサービス等）

② 実習生に対する支援や保護の在り方について

（実習実施機関の変更の在り方、一時退避施設の確保等）

③ 実習生における賃金等の処遇の適正化について

（「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上」の履行確保等）

(4) 送出し機関への規制の実効性の強化

① 送出し機関の適正化に向けた送出し国政府への要請について

（送出し機関の認定とその要件、実習生に対する保証金や違約金の禁止、送出し機関に対する指導等）

② 監理団体及び実習実施機関の役割について

（送出し機関との契約の在り方、関係機関への通報等）

2. 制度の拡充方策

(1) 実習期間の延長又は再実習

- ① 優良な監理団体及び実習実施機関の要件の在り方について
(技能評価実施状況、実習実施体制等)
- ② 延長又は再実習が可能となる実習生の要件の在り方について
(求められる技能等の水準、確認方法等)
- ③ 講習期間の柔軟化について (一定等級の日本語検定合格等の考慮等)

(2) 受入れ人数の上限の見直し等

- ① 優良な受入れ機関への受入れ人数の上限設定の在り方について
- ② 常勤職員数に応じた区分に関するよりきめ細かな人数枠設定の在り方について

(3) 対象職種の拡大等

- ① 多能工化のニーズへの対応の在り方について (複数職種の実習等)
- ② 「地域ごとの産業特性を踏まえた職種」や「企業単独型において社内検定を活用する職種」の追加について (認める場合の要件等)

※介護分野の対象職種への追加については、別途、厚生労働省社会・援護局「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」において検討中。